

被保険者と別居している場合の扶養認定（検認含む）時の確認書類の一部が変更になり、申立書のみの手続きはできなくなりました。

**【仕送りの確認書類】**

- 振込の場合・・・預金通帳等（写）
- 送金の場合・・・現金書留控え（写）
- 現金手渡し等による場合・・・定期的に被保険者の口座から引き出し、扶養家族の口座に入金されていることが分かる双方の預金通帳（写）等

※単身赴任による別居の場合の確認書類の変更はありません。

※通学等による別居の場合は仕送りの確認書類は原則不要としますが、必要になる場合もあります。